

直轄事業負担金の見直しを強く求めるアピール

国土交通省及び農林水産省から開示された平成20年度分の直轄事業負担金の内容は、全国知事会が求めてきた国庫補助事業と同程度の開示水準となっておらず、地方負担金の使途等の妥当性について到底判断できるものではない。

全国知事会としては、国に一層の情報開示を求めていくが、自らが合理的な基準案を作成し、具体的な提案を行っていく考えである。

我々は、住民への説明責任を果たすことができる適正な負担範囲に見直しが見られないならば、21年度分の負担金については支払えないと考える。

については、このような事態を招かないためにも、下記の事項を強く求めるものである。

記

1 情報の更なる開示

人件費や営繕費等に係る建設費と維持管理費の仕分けや、事業内容の詳細、庁費・工事雑費の内訳、各都道府県の割り振りの考え方など内訳明細が明らかになっていない。更なる情報開示や詳細な説明を早急に行うこと。

2 負担対象範囲の早急な見直し

国庫補助事業では事業費に占める業務取扱費や人件費の上限が設定されているのに対し、直轄事業にはこうした制限がないため、これらの経費の比率が補助事業に比べ高くなっている。補助事業と同様に上限を設定すること。

また、職員の退職手当や管理職の人件費、恒久的な庁舎・職員住宅等に係る建設費・修繕費など国庫補助事業では認められていない経費や、国土技術政策総合研究所、技術事務所の経費など直轄事業との関係が不明確な経費については、除外すること。

これらは、21年度請求分から見直すこと。

3 維持管理費負担金の平成22年度からの廃止

維持管理費負担金は、本来、管理主体である国が負担すべきであり、また、都道府県管理施設については全額都道府県が負担していることとの均衡を欠くことから、平成22年度から直ちに廃止すること。

4 地方意見が反映できる制度の創設と最終的な直轄事業負担金制度の廃止

国と地方が対等な立場に立ち、地方の意見が十分反映できる制度を創設するとともに、地方分権や責任の明確化の観点から、地方へ権限と財源を一体的に移譲した上で地方が担う事業を拡大し、最終的には国が担う事業に係る地方の負担金は廃止すること。

平成21年6月16日

全国知事会直轄事業負担金問題プロジェクトチーム

座長 山口県知事 二井 関 成